成年後見審判の流れ〈詳細〉

1 申立人調査（面接）

申立ての目的、経緯
本人の略歴、病歴、病状診断書
本人の財産、経済状況
後見人選任に関する意向

照会書、資料の内容、および後見人候補者の適格性が確認される、

2 親族調査（電話・書面照会）

申立てや後見人候補者についての意向
親族間の紛争の有無の確認

本人の身近な親族の意向などが確認される

3 精神鑑定

家族暦・生活暦
生活状態、心身の状態
精神の状態
判断能力

鑑定費用（5〜10万円が多い）は申立人から裁判所に納入

鑑定終了後、医師に支払われる。本人が植物状態のときには省略されることもある

4 本人調査（面接）

申立てや後見人候補者についての意向
病状

本人が入院などしているときには、調査官が病院、施設に出張する。意思疎通がいっさいできないときには実施されないこともある

5 審　判

後見の開始
後見人の選任

裁判官は、申立書類、調査結果、鑑定書などを審理し、後見を開始するかどうか、だれを後見人に選任するかを決める。財産の状況が複雑な場合、親族間で争いがある場合などには、候補者や親族以外の第三者を後見人に選任することもある。

6 審判確定、法務局に登記

決定後2週間以内にだれも不服申し立てしなければ、確定し、裁判所で東京法務局に登記を依頼する。

後見人は、その後1ヶ月以内に本人の財産目録、収支報告書を裁判所に提出しなければならない。

7 後見監督

後見人は、本人の財産管理すべてお代理するという大きな権限をもつので、その職務は裁判所や後見監督人が監督する。家庭裁判所などから紹介、指示があれば必ずそれに従い、選任後の経過や財産管理の実情を報告する。

施保連研修会 2003.11資料（家庭裁判所作成）を編集